

循環第363号

平成23年5月26日

(社)北海道浄化槽協会会長 様

北海道環境生活部長

北海道浄化槽事務ガイドブックの改訂について

日頃より、北海道の環境行政にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

北海道浄化槽事務ガイドブック（平成21年6月30日付け環保第364号通知）を、次のとおり改訂しましたので、お知らせします。

記

- 1 改訂内容 別紙「H23.5改訂箇所及び内容」のとおり
- 2 ホームページ掲載場所  
循環型社会推進課「北海道 浄化槽のページ」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.htm>

（環境局循環型社会推進課廃棄物指導グループ主査(浄化槽)）

■「北海道浄化槽事務ガイドブック」(H22.7) → 《H23.5改訂箇所及び内容》

頁	修正箇所	修正内容	備考	抜粋
-	はじめに	処理人口の年次更新	H21年度末の数字に	
5	図-1	⑥⑦→③④		
7	②iii)	変更届出→変更届		
7	②iv)	日平均の水量→日平均汚水量		
7	表-1	特定行政庁・限定特定行政庁	H23.4.1現在に	
9	6 処理能力 ・添付書類	5.6に準ずる→5に準ずる 水面断面図→水平断面図 6①と②の間(必要性)の線~とる		
11	第2	「ここでは、」保守点検と清掃を維持管理	○維持管理=保守点検、清掃、法定検査	
13	第4の1	設置(変更)届 (3箇所)		
17	1(1)②	vii) viii) ix) → viii) ix) x)		
18	2(1)② i) b	ii) 及び → 削除		
19	2(1)② iv)	vii) → viii)		
21	第2の1(1) ii)	「受理する」を「受け付ける」として文修正		
21	第2の1(2) i)	iii) (浄化槽工事業者の登録申請に係る留意事項)		
22	図-3	「受理」→「受付」 (3箇所)		
25-26	表-11	「登録に必要な器具の内容等」の器具の種類、備考	pH比色法で望ましい範囲は5.8~8.6のため、「おおむね5~9」に修正	○
27	表-13	「廃業等の届出」の廃業の届出事項	「4 法人が破産「に」より解散した場合」	
36	表-16	表の見出し		
37	3(2) i)	財団法人浄化槽設備士センター →財団法人日本環境整備教育センター		
40-41	表-18	(単位装置、点検すべき状況等)	参考:環境省関係浄化槽法施行規則、関係通知	○
42	表-19	表の見出し、記載内容		○
43-45	表-20	表の見出し、処理方式、装置等の順、記載内容	参考:旧厚生省通知等	○
46	1(2) iv)	参考様式19に言及	条例規則第12条	○
46	2 iii)	法附則第8条→具体的に	p.37浄化槽設備士と同様の記載に	○
47	表-21	「3」の「4」 亜「硝」酸→亜「硫」酸		○
50	表-23	検査内容	参考:環境省通知等	○
50	表-24	項目の順、記載内容		○
114	権限移譲	移譲市町村 ①条項(第12条)	H23.4.1現在 「第1項~第3項」→「第1項、第2項」	○
116	浄化槽法の体系	建築基準法「第16条第1項」→「第6条第1項」		

「北海道浄化槽事務ガイドブック」(H23.5主な修正箇所)

(3) 事業所の確認調査に係る留意事項

- i) 調査は主として、条例第5条第1項第1号、第2号及び第3号の適否についての確認をするものであること。
- ii) 事業所の設置場所は、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の区域であってもよいこと。
- iii) 事業所に設置される浄化槽管理士は、申請者自ら浄化槽管理士である場合を除き、継続して雇用されている者であって、自社、他社を問わず複数の事業所に兼任されていないことが必要であること。  
なお、雇用関係の確認は、雇用契約書又は給与明細書等によること。
- iv) 規則第6条に規定する器具の標準的な内容は、表-11のとおりであること。
- v) 上記の器具については、所有されていることを原則とするが、長期的、恒常的に占有し自由に使用できることが賃貸契約書等によって客観的に明らかな場合は、この限りでないこと。

表-11 登録に必要な器具の内容等

器具の種類	測定方法	器具の名称	備 考
温 度 計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス製棒状水銀(アルコール)温度計</li> <li>・ペッテンコーヘル水温計</li> <li>・サーミスタ温度計等</li> </ul>	0～50℃の水温が測定できるもの。
透 視 度 計	JIS K0102 9.	・透視度計	JIS K0102 9. (1) (a) に示す器具。
溶 存 酸 素 測 定 器 具	ウィンクラー・アジ化ナトリウム変法 (JIS K0102 32.1)	・溶存酸素測定器具	器具：溶存酸素測定びん、ピペット等、滴定器具(ビューレット・メスピペット等)、三角フラスコ・ビーカー等 試薬：アルカリ性よう化カリウム・アジ化ナトリウム溶液、硫酸マンガ溶液、硫酸、でんぷん溶液、N/40チオ硫酸ナトリウム溶液
	電極法	・DOメーター	本体、ポーラログラフ式又はガルバニ電池式の電極、電極内部液、亜硫酸ナトリウムから成るもの。
水素イオン濃度指数測定器具	比色法	・pH比色法	おおむねpH5～9の範囲が測定できるもの。 器具：比色管、標準管 試薬：指示薬
	電極法	・pHメーター	本体、電極、標準液、電極内部液等から成るもの。
塩素イオン濃度測定器具	滴定法(モル法)	・塩素イオン濃度測定器具	器具：ビューレット、ビューレット台(クランプ付き)、磁皿又は三角フラスコ、ガラス棒、メスシリンダー(50ml) 試薬：硝酸銀溶液、クロム酸カリウム溶液

器具の種類	測定方法	器具の名称	備 考
塩素イオン濃度測定器具	電極法	・塩素イオンメーター	本体、電極、標準液、妨害イオン除去剤(マスク剤)
残留塩素測定器具	D P D 法	・残留塩素測定器具	器具：比色管、吸光光度計 試薬：D P D 試薬
汚泥沈殿試験器具		・1リットルメスシリンダー	内径約6.5cmのもの。(ガラス、アクリル又はポリ製)
スカム厚測定器具		・スカム厚測定器具	スカム厚を測定することができる器具
汚泥厚測定器具		・汚泥厚測定器具	汚泥厚を測定することができる器具
水準器		・水準器	槽が水平に設置されているかどうかを確認することができるもの。

## 2 届出等に係る事務

### (1) 申請書記載事項の変更の届出

#### ① 事務手続

- i) 保守点検業者は、必要な事項を記載した届出書(条例規則別記第6号様式)3部(正本1部、副本2部)及び関係書類1部を、知事(窓口は環境生活部環境局循環型社会推進課)に提出すること。
- ii) 知事は、提出された届出書について、記載事項の適否及び書類の整備状況を審査し、適当と認めた場合は、当該届出書を受理する。
- iii) 知事は、当該届出書について内容審査の上、条例第5条第1項に掲げる登録拒否要件のいずれにも該当しないことを認めた場合は、届出書により登録を変更し、その旨を届出者に通知する。  
また、上記登録拒否要件に該当すると認めた場合は、登録を拒否し、その旨を届出者に通知する。
- iv) 変更した登録簿の写しは変更登録の都度、総合振興局・振興局に送付するとともに、当該保守点検業者の事業所を所管する総合振興局・振興局には、届出書の写しを送付する。

#### ② 留意事項

- i) 届出は、条例第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときに、30日以内に行われなければならないこと。
- ii) 変更の届出事項とそれに係る提出書類は、表-12のとおりであること。

表-12 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	提 出 書 類
	○	氏名及び住所	住民票抄本
○		名称及び主たる事務所の所在地	登記事項証明書
○		代表者の氏名	登記事項証明書
○	○	事業所の名称及び所在地	なし
○	○	浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号	当該浄化槽管理士の (1)浄化槽管理士免状の写し (2)住民票抄本
○		役員の氏名	登記事項証明書。新たに役員となる者がある場合には誓約書(条例規則別記第2号様式)

表-17 保守点検の回数

	処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	通常の使用状態における保守点検回数
みなし浄化槽	全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月に1回以上
		処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月に1回以上
		処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月に1回以上
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月に1回以上
		処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月に1回以上
		処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月に1回以上
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月に1回以上	
浄化槽	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月に1回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月に1回以上
	活性汚泥方式		1週に1回以上
	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
		2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）	2週に1回以上
		3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月に1回以上

※ 大臣認定型浄化槽の場合は、それぞれの型式による。

表-18 点検すべき単位装置等

点検すべき単位装置等及びその部位		点 検 す べ き 状 況	号
単 位 装 置 等	部 位		
一次処理装置 沈殿分離タンク 沈殿分離室 腐敗室 沈殿分離槽		スカム及び堆積汚泥の生成状況	1
重力返送式沈殿室 重力移送式沈殿室 重力移送式沈殿槽 汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池		スカムの生成状況	
別置型沈殿室 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池		スカム及び堆積汚泥の生成状況	
汚泥貯留タンク 汚泥貯留槽		汚泥の貯留状況	
汚泥濃縮貯留タンク 汚泥濃縮貯留槽		スカム及び濃縮汚泥の生成状況	
二階タンク	沈殿室	浮遊物の生成状況	
	消化室	スカム、堆積汚泥及び消化汚泥の生成状況	

「号」：環境省関係浄化槽法施行規則第2条「保守点検の技術上の基準」の関連する号。

点検すべき単位装置等及びその部位		点 検 す べ き 状 況	号
単 位 装 置 等	部 位		
流入管きよ ンバート升 移流管 移流口 越流ぜき 流出口 放流管きよ		異物等の付着状況	2
スクリーン	スクリー ン	閉塞の状況	
	砂溜り、 沈砂槽	沈殿物の堆積状況	
流量調整タンク 流量調整槽 中間流量調整槽		スカム及び堆積汚泥の生成状況、 ポンプ作動水位及び計量装置の作動状況	3
ばっ気装置 かくはん装置 散気装置 機械かくはん装置		目づまり、異物等の付着状況	4
駆動装置 ポンプ設備		常時又は一定時間毎の作動状況	5
附属機器類		駆動及び作動状況、機能の状況、 騒音及び振動の発生状況	
嫌気ろ床槽 脱室ろ床槽		死水域の発生状況、水位の状況	
接触ばっ気室 接触ばっ気槽 硝化用接触槽 脱室用接触槽 再ばっ気槽		溶存酸素量、死水域の発生状況	7
回転板接触槽		過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥 の生成状況	
単純ばっ気型二次処理装置		浮遊物の有無（にごり方）の状況	8
ばっ気室 硝化槽 脱室槽 ばっ気タンク ばっ気槽 流路		混合液浮遊物質濃度、溶存酸素量	
散水ろ床型二次処理装置 散水ろ床	ろ床	散水の状況、嫌気性変化の状況	9
平面酸化型二次処理装置	流水部	流水の状況、異物等の付着状況	10
汚泥返送装置 汚泥移送装置 循環装置		作動状況	11
地下砂ろ過二次処理装置	砂ろ過槽	目づまり又は水位上昇の状況	12
砂ろ過装置 活性炭吸着装置		通水量の保持状況、ろ材又は活性 炭の洗浄若しくは交換の状況	
汚泥濃縮装置 汚泥脱水装置		作動状況	13
吸着剤 凝集剤 水素イオン濃度調整剤 水素供与体 その他の薬剤		供給量の調整状況	14
悪臭 騒音 振動 蚊・はえ等		周囲の生活環境の状況 発生防止に必要な措置	15
消毒室 消毒タンク 消毒槽		沈殿物の生成状況、消毒の状況	16
放流水		<del>環境衛生の支障が生じないよう</del> 消毒の状況	
水量又は水質を測定し若しくは 記録する機器		作動状況	17

「号」：環境省関係浄化槽法施行規則第2条「保守点検の技術上の基準」の関連する号。

表-19 運転指標の目安

処理方式 単位装置等 項目	接触ばっ気方式		活性汚泥方式		循環水路 ばっ気方式	回転板 接触方式
	接触 ばっ気室	接触 ばっ気槽	ばっ気室	ばっ気槽 ばっ気タンク	流 路	回 転 板 接 触 槽
溶存酸素量(mg/ℓ)	0.3以上	1.0以上	0.3以上	1.0以上	1.0以上	1.0以上

処理方式 単位装置等 項目	みなし浄化槽		浄 化 槽				
	分 離 ばっ気 方 式	長 時 間 ばっ気 方 式	長 時 間 ばっ気 方 式	循 環 水 路 ばっ 気 方 式	標 準 活 性 汚 泥 方 式	分 注 ばっ気 方 式	汚 泥 再 ばっ 気 方 式
	ばっ気室		ばっ気 タンク ばっ気槽	流 路	ばっ気 タンク ばっ気槽	ばっ気 タンク	ばっ気 タンク
30分間汚泥沈殿率 (%)	10以上 60以下						
混合液浮遊物質濃 度 (m g / ℓ)			3,000 ~6,000	1,000 ~3,000		6,000 ~10,000	

## 第4 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、及びその引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。(法第2条第4号)

その内容の主たるものは、槽内に生じた汚泥等の除去、調整及び単位装置の洗浄等槽の機能を正常に維持するために必要な作業であること。

### 1 清掃に係る留意事項

- i) 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準（以下「清掃基準」という。）に従って行わなければならないこと。
- ii) 浄化槽の清掃は、毎年1回行うこと。(全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月ごとに1回以上。)
  - ただし、保守点検の結果必要と認められた場合は、直ちに実施すること。
  - なお、清掃が必要であるかどうかの判断の目安は、概ね表-20のとおりであること。
- iii) 浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができること。
  - なお、委託の相手は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に限定されるものであること。

表-20 浄化槽の清掃時期の判定基準

処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
・流入管きよ インバート升 移流管 移流口 越流ぜき 散気装置 機械 かくはん装置 流出口 放流管きよ	・異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
・スクリーン	・汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う汚物等の引き出しの必要が認められたとき。
・砂溜り 沈砂槽	・沈殿物の堆積が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
・多室型一次処理装置 多室型腐敗室 沈殿分離室	・スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき。 ・汚泥の堆積面が流出管若しくはバツフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
・二階タンク型一次処理装置	・スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき。 ・汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
・変形二階タンク型一次処理装置 変形多室型腐敗室	・スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき。 ・汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
・沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽等一次処理装置	・流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。



処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
<ul style="list-style-type: none"> <li>散水ろ床型二次処理装置・散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升、分水装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>流量調整タンク 流量調整槽 中間流量調整槽 凝集槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>平面酸化型二次処理装置の流水部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>単純ばっ気型二次処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地下砂ろ過型二次処理装置のろ槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目詰まり又は水位の上昇が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>二階タンクの消化室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき。</li> <li>堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>二階タンクの沈殿室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ばっ気室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間ばっ気方式</li> <li>循環水路ばっ気方式</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>混合液浮遊物質濃度がおおむね6,000mg/ℓに達したとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>標準活性汚泥方式</li> <li>分注ばっ気方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合液浮遊物質濃度がおおむね3,000mg/ℓに達したとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥再ばっ気方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばっ気タンク</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>混合液浮遊物質濃度がおおむね3,000mg/ℓに達したとき。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥再ばっ気タンク</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>混合液浮遊物質濃度がおおむね10,000mg/ℓに達したとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室、接触ばっ気槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき。</li> <li>水流に乱れが認められたとき。</li> <li>当該室内液、槽内液にはく離汚泥又は堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>回転板接触槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき。</li> <li>当該槽内液にはく離汚泥又は堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。</li> </ul>

処 理 方 式 、 装 置 等	判 定 基 準
・ 変則合併処理浄化槽	・ 前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物質の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められるとき。
・ 重力返送式沈殿室 重力移送式沈殿室 重力移送式沈殿槽 汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池	・ スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
・ 別置型沈殿室 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池	・ スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
・ 汚泥貯留タンク 汚泥貯留槽	・ 汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
・ 汚泥濃縮貯留タンク 汚泥濃縮貯留槽	・ スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
・ 消毒室 消毒タンク 消毒槽	・ 沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

## 2 清掃基準に係る留意事項

- i) 引き出しの後の汚泥、スカム等は、廃棄物処理法に基づいて適正に収集・運搬、処分させなければならず、清掃後引き続きし尿処理施設等へ搬入するためには、清掃業の許可の他、市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは委託を受けなければならないこと。
- ii) 汚泥、スカム等の引き出し量は、単位装置によって全量と適正量の場合があること。
- iii) 単位装置での張り水は、洗浄水を再利用できるところと水道水等の清浄な水でなければならないところがあること。
- iv) 次に掲げるような浄化槽内で行うことが可能な作業で、収集・運搬、処分を伴わない作業は、保守点検作業の範疇に属するものであること。
  - a) 汚泥移送装置の操作によって汚泥を移送する行為。
  - b) 洗浄装置の操作によって生物膜を接触材から剥離する行為。
  - c) スクリーンかす除去装置の操作によってスクリーンから付着物を剥離する行為。
  - d) スクリーンかすを取り出し、当該浄化槽の汚泥濃縮貯留槽（タンク）又は汚泥貯留槽（タンク）に入れる行為。
- v) 清掃基準第13号は建築基準法施行令第35条第1項の規定に基づき国土交通大臣が認めた浄化槽に対応する等のために設けられているものであること。

## 第5 浄化槽保守点検業者及び浄化槽管理士並びに技術管理者

### 1 浄化槽保守点検業者

- (1) 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けるときは、浄化槽保守点検業の登録を受けていなければならないものであること。
- (2) 遵守事項  
浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を実施した場合は、条例第8条第1項に掲げる事項を遵守するとともに、次の点に留意すること。
- i) 条例規則第6条に掲げる器具は、浄化槽の保守点検をその技術上の基準に従い適正に行うのに必要最小限のものであり、通常の保守点検には、一般に表-21に掲げる器具が必要であること。
  - ii) 申請書記載事項の変更、廃業をした場合は、30日以内にその旨を知事に届け出ること。
  - iii) 浄化槽の保守点検についての助言、及び改善命令に対し、必要な措置を講ずること。
  - iv) 保守点検の委託を受けた浄化槽に係る保守点検の記録を3部作成し、1部を市町村に、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。  
なお、記録に当たっては、浄化槽保守点検記録票（参考様式17）を参考にすること。  
また、条例規則第12条に定める帳簿の作成に当たっては、浄化槽保守点検業務受託簿（参考様式19）を参考にすること。
  - v) 報告徴収、立入検査に応じ、質問に答えること。

### 2 浄化槽管理士

浄化槽管理士は、「浄化槽の保守点検の業務に従事する者として」、次に掲げる「浄化槽の免状の交付を受けた者」である。（法第2条第11号）

- i) 浄化槽管理士試験に合格した者。
- ii) 環境大臣が指定する者が行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下「浄化槽管理士講習」という。）の課程を修了した者。
- iii) ~~法附則第8条に規定する者。~~浄化槽法施行の際に厚生大臣が定めた者が行う浄化槽の管理技術に関する講習会等の課程を修了し、現実に法施行の際、浄化槽の保守点検の業務に従事しており、かつ厚生大臣が指定する浄化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和62年6月30日までに修了した者。

（注）上記 i）から iii）の者であっても法第45条第2項各号のいずれかに該当する場合は浄化槽管理士免状が交付されない場合がある。

- (1) 浄化槽管理士の資格等
- i) 浄化槽保守点検業者の登録に係る浄化槽管理士は、保守点検業務を自ら行い又は実地に監督すること。
  - ii) 浄化槽管理士は、その職務を行うときは身分証明書（条例規則別記第9号様式）を携帯すること。また、社団法人北海道浄化槽協会が発行する浄化槽管理士証を併せて携帯することが望ましい。
  - iii) 道内においては、浄化槽保守点検業の登録を受けている場合を除き、浄化槽管理士個人として浄化槽の保守点検を受託することはできないものであること。
- (2) その他  
浄化槽管理士試験及び浄化槽管理士講習は、財団法人日本環境整備教育センターが実施している。

表-21 浄化槽の保守点検に必要な器具の概要

<p>1 管理用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 手かぎ (短・長)</li> <li>2) クマデ (スクリーンかす掻き落とし用)</li> <li>3) 火ばさみ</li> <li>4) スカム破碎用具</li> <li>5) 汚泥掻き落とし用具</li> <li>6) スコップ</li> <li>7) 水中ポンプ (可搬式)</li> <li>8) 自吸式ポンプ (可搬式)</li> <li>9) 工具一式 (ペンチ、ヤスリ、モンキースパナ、スパナ、ドライバ、パイプレンチ、ハンダゴテ等)</li> <li>10) オイル・グリース類</li> <li>11) 油さし (注油器)</li> <li>12) グリスガン</li> <li>13) テスター</li> <li>14) コードドラム、テーブルタップ</li> <li>15) 水準器</li> <li>16) 巻尺</li> <li>17) ホース、ブラシ</li> <li>18) ごみ袋</li> <li>19) ウェス (古布)</li> <li>20) 清掃用具 (ほうき、ちりとり等)</li> <li>21) 消毒剤</li> <li>22) 消泡剤</li> <li>23) 塗装用具</li> <li>24) メガチェッカー</li> <li>25) その他消耗品 (パッキン、シールテープ、接着剤、はりがね等)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>12) 照明器具 (投光器、懐中電灯等)</li> <li>13) 消火器</li> <li>14) 医薬品、消毒剤 (手、指等の消毒用)</li> <li>15) 殺虫剤</li> <li>16) 殺虫剤散布器</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硝酸銀溶液</li> <li>・廃液入れ</li> <li>② 電極法             <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩素イオンメーター一式 (本体、電極、充電器、標準液、マスク剤)</li> </ul> </li> <li>9) S V             <ul style="list-style-type: none"> <li>・メスシリンダー (1リットル)</li> </ul> </li> <li>10) M L S S             <ul style="list-style-type: none"> <li>・M L S S計一式</li> </ul> </li> <li>11) スカム・汚泥             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スカム厚測定器具</li> <li>・汚泥厚測定器具</li> </ul> </li> <li>12) 生物             <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕微鏡一式 (本体、スライドグラス、1mlコマゴメピペット、ピンセット)</li> </ul> </li> <li>13) 空気量             <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロメーター</li> <li>・接続パイプ一式</li> </ul> </li> <li>14) その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗びん、試験管、試験管立て、暗箱、ミクロスパーテル、検査箱</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 衛生・安全用具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ガス探知器 (硫化水素用・メタンガス用等)</li> <li>2) 酸素濃度計</li> <li>3) 漏電検知計</li> <li>4) 防毒マスク</li> <li>5) ホースマスク</li> <li>6) ロープ</li> <li>7) 安全ベルト</li> <li>8) ゴム長、ゴム手袋</li> <li>9) ヘルメット</li> <li>10) 作業服、軍手</li> <li>11) はしご、縄ばしご</li> </ol>	<p>3 水質・汚泥試験用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 温度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度計 (カバー付き)</li> <li>気温用 <math>-10\sim 50^{\circ}\text{C}</math></li> <li>水温用 <math>0\sim 50^{\circ}\text{C}</math></li> </ul> </li> <li>2) 透視度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・透視度計 (30cm、50cm、1m)</li> </ul> </li> <li>3) p H             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 比色法                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・p H万能指示薬</li> <li>・B T B指示薬、標準管</li> <li>・P R指示薬、標準管</li> <li>・T B指示薬、標準管</li> <li>・B C P指示薬、標準管</li> </ul> </li> <li>② 電極法                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・p Hメーター一式 (本体、電極、充電器、標準液、電極内部液)</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4) D O             <ul style="list-style-type: none"> <li>・D Oメーター一式 (本体、電極、充電器、電極内部液、亜硫酸ナトリウム、二連球)</li> </ul> </li> <li>5) 亜硝酸イオン             <ul style="list-style-type: none"> <li>・G R試薬</li> </ul> </li> <li>6) 硝酸イオン             <ul style="list-style-type: none"> <li>・硝酸・ブルシン</li> </ul> </li> <li>7) 残留塩素             <ul style="list-style-type: none"> <li>・D P D試薬</li> <li>・残留塩素標準管</li> </ul> </li> <li>8) 塩素イオン             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 滴定法 (モール法)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビューレット</li> <li>・ビューレット台 (クランプ付)</li> <li>・磁皿又は三角フラスコ</li> <li>・ガラス棒</li> <li>・メスシリンダー (50ml)</li> <li>・クロム酸カリウム溶液</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	<p>4 試験採取・運搬用器具</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 採水器、採水用具 (ローラポンプ等)</li> <li>2) ひしゃく (長・短)</li> <li>3) アクリル管 (生物、汚泥採取用)</li> <li>4) その他生物、汚泥採取用具</li> <li>5) スパーテル (生物膜剥離用)</li> <li>6) 採水びん (1、2リットル等)</li> <li>7) 汚泥採取用容器 (100ml、500ml等)</li> <li>8) バケツ (5、20リットル等)</li> <li>9) 手付きビーカー</li> <li>10) クーラーボックス (サンプル運搬用)</li> <li>11) ポリタンク (20リットル)</li> </ol>
		<p>5 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 筆記用具 (マジック、ビニールテープ、ガムテープ、はさみ、カッター、定規等)</li> <li>2) 記録用紙</li> </ol>

### 3 検査内容等

#### (1) 外観検査及び書類検査

外観検査及び書類検査の検査内容及び判断の目安は、表-23のとおりである。

表-23 外観検査及び書類審査の内容等

	検査内容		判断の目安
	7条検査	11条検査	
(1) 外観検査	ア. 設置状況 イ. 設備の稼働状況 ウ. 水の流れ方の状況 エ. 使用の状況 オ. 悪臭の発生状況 カ. 消毒の状況 キ. か、はえの発生状況	ア. 設置状況 イ. 設備の稼働状況 ウ. 水の流れ方の状況 エ. 使用の状況 オ. 悪臭の発生状況 カ. 消毒の <del>実施</del> 状況 キ. か、はえの発生状況	明白な異常の有無を判断する。
(2) 書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし適正に設置されているか否かを検査する。	保存されている保守点検及び清掃の記録並びに前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを検査する。	

#### (2) 水質検査

水質検査の項目、検査方法及び望ましい範囲は、表-24のとおりである。

表-24 水質検査の項目、検査方法等

項目	区分		検査方法	検査試料等	望ましい範囲
	7条	11条			
水素イオン濃度指数 (pH)	○	○	ガラス電極法 (JIS Z8802)	消毒室(槽)等に入る直前の処理水(以下「処理水」という。)	5.8~8.6
汚泥沈殿率 (SV)	○		メスシリンダー (1ℓ、内径約6.5cm)	ばっ気室(槽)等内の混合液	単独10~60% 合併10%以上
溶存酸素量 (DO)	○	○	溶存酸素計	ばっ気室(槽)等、接触ばっ気室(槽)等又は回転板接触室(槽)内	単独0.3mg/ℓ以上 合併1.0mg/ℓ以上
塩化物イオン濃度 (Cl <sup>-</sup> )	○	⊖	硝酸銀滴定法	処理水	90~140mg/ℓ
残留塩素濃度	○	○	DPD法	消毒室等の出口における放流水	検出されること。
透視度 (Tr) ※DOの次から移動	○	○	JIS K0102-9	処理水	90mg/ℓ以下 7度以上 60mg/ℓ以下 10度以上 30mg/ℓ以下 15度以上 20mg/ℓ以下 20度以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	JIS K0102-21	処理水	処理目標水質以下

## 10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について

浄化槽法に定める各種届出の受理や適正な維持管理のための指導等については、浄化槽の多くが住民家庭に設置されていることから、現場に最も近い市町村に事務を担っていただくことがよいとの考えから、知事の事務権限の市町村への移譲を進めています。

### ①全市町村に移譲済みの事務権限（S62～、H12～）

条 項	内 容
第5条第1項、第2項	浄化槽の設置（変更）届出の受理及びそれらの計画に係る勧告
第10条の2第1項～第3項	浄化槽使用開始報告書、技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書の受理
第12条第1項、第2項	保守点検又は清掃に係る助言・指導、勧告、改善命令
第53条第1項、第2項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る保守点検、清掃等に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査又は質問

### ②H17法改正により新たに生じた事務権限：H19から移譲（移譲済み市町村は下表のとおり）

条 項	内 容
第7条第2項（第11条第2項での準用を含む）	浄化槽の法定検査に係る指定検査機関からの報告の受理
第7条の2第1項、第12条の2第1項	浄化槽の法定検査の受検確保のために必要な指導・助言
第7条の2第2項、3項、第12条の2第2項、3項	浄化槽の法定検査を受けるべき旨の勧告、措置命令
第11条の2	浄化槽使用廃止届出書の受理

### ③H22から移譲項目に追加した事務権限（全市町村に移譲済みの権限と密接不可分の権限）

条 項	内 容
第5条第4項	届出の内容が適当であると認める旨の通知

石狩振興局	黒松内町	○	栗山町	○	留萌振興局	湧別町	◇	清水町	○
札幌市	●	蘭越町	○	月形町	◇	留萌市	○	滝上町	◇
江別市	○	ニセコ町	◇	浦臼町	○	増毛町	○	興部町	◇
千歳市	○	真狩村	◇	新十津川町	○	小平町	○	西興部村	◇
恵庭市	○	留寿都村	○	妹背牛町	○	苫前町	◇	雄武町	○
北広島市	○	喜茂別町	○	秩父別町	○	羽幌町	◇	大空町	
石狩市	○	京極町	○	雨竜町	○	初山別村	○	胆振総合振興局	
当別町	○	倶知安町	△	北竜町	○	遠別町	○	室蘭市	○
新篠津村	○	共和町	○	沼田町	○	天塩町	○	苫小牧市	○
渡島総合振興局		岩内町	○	上川総合振興局		宗谷総合振興局		登別市	○
函館市	●	泊村	○	旭川市	●	稚内市	○	伊達市	○
北斗市	○	神恵内村	○	士別市	○	猿払村	○	豊浦町	○
松前町	○	積丹町	◇	名寄市	○	浜頓別町	○	壮瞥町	○
福島町	△	古平町	○	富良野市	◇	中頓別町	○	白老町	○
知内町	○	仁木町	○	鷹栖町	○	枝幸町	○	厚真町	○
木古内町	○	余市町	○	東神楽町	○	豊富町	○	洞爺湖町	○
七飯町	○	赤井川村	○	当麻町	○	礼文町	○	安平町	○
鹿部町	○	空知総合振興局		比布町	◇	利尻町	○	むかわ町	○
森町	○	夕張市	○	愛別町	○	利尻富士町	○	日高振興局	
八雲町	○	岩見沢市	◇	上川町	◇	幌延町	○	日高町	
長万部町	○	美唄市	○	東川町	◇	ホーツク総合振興局		平取町	△
檜山振興局		芦別市	○	美瑛町	◇	北見市	○	新冠町	
江差町		赤平市	○	上富良野町	○	網走市	◇	浦河町	
上ノ国町	◇	三笠市	○	中富良野町	◇	紋別市	○	様似町	○
厚沢部町	◇	滝川市	○	南富良野町	○	美幌町	◇	えりも町	◇
乙部町	○	砂川市	○	占冠村	○	津別町	◇	新ひだか町	○
奥尻町	○	歌志内市	◇	和寒町	○	斜里町		十勝総合振興局	
今金町	○	深川市	○	剣淵町	○	清里町		帯広市	○
せたな町	○	南幌町	○	下川町	○	小清水町		音更町	○
後志総合振興局		奈井江町	○	美深町	○	訓子府町	◇	土幌町	○
小樽市	●	上砂川町	○	音威子府村	○	置戸町		上土幌町	○
島牧村	○	由仁町	○	中川町	○	佐呂間町	◇	鹿追町	○
寿都町	○	長沼町	○	幌加内町	○	遠軽町	○	新得町	○

●：法律で権限あり ○：②③移譲済 ◇：②移譲済（③は未移譲） △：③移譲済（②は未移譲）